

中東知的財産ニュースレター Vol. 64

◆ 目次

1. 主要トピック

アラブ首長国連邦

- ・新商標法施行規則

サウジアラビア

- ・商標出願公開料の引下げ

2. 他のトピック

- ・トピック多数により文末を参照

◆ ニュース

1. 主要トピック

アラブ首長国連邦¹

「商標法に関する 2021 年連邦法律第 36 号の施行規則 (Executive Regulations of Federal Law No. (36) of 2021 regarding the Trademark Law) に関する 2022 年閣議決定第 57 号」が 2022 年 6 月 15 日付の官報第 729/52 号において公表された。この決定は 2022 年 6 月 16 日をもって発効する予定である。

この施行規則 (以下「**施行規則**」という) は 27 条の規定から構成されており、以前の規定または新規則に抵触する規定に優越する。

以下に注目すべき改正点をいくつか挙げておく。

・マルチクラス出願

施行規則の第 2 条は、商品および役務の国際分類による一または複数の区分について 1 件の商標を出願することができる」と規定しており、マルチクラス出願の場合には商標の登録料が変動することになる。旧法は、他の湾岸協力会議 (GCC) 諸国の法と同様に、マルチクラ

ス出願を認めていなかった。今のところ、経済省のオンラインポータルを通じて提出されたマルチクラス出願はまだ存在せず、公定料金にもマルチクラス出願に関する新規規則の規定はまだ反映されていない。

・ UAE の出願人に関する営業ライセンスの要件

新法は、その第 6 条において、あらゆる人物または団体が自らの商標を出願する権利を規定している。国内の個人/団体の名義で商標登録が認められるためには営業ライセンスを提出しなければならないという要件は、施行規則の第 4 条に従って廃除された。

・ 委任状

施行規則の第 4 条は、商標出願の際には認証済みの委任状の原本（アラビア語に翻訳されたもの）が要求されると規定している。ただし、現在の UAE の実務慣行によれば、経済省は、署名しただけの委任状に保証書を添えたものを商標出願と同時に提出し、証言者により証明された認証済みの委任状を出願日から 30 日以内に提出するというやり方を認めている。出願後の委任状提出について公定料金が課されることはない。

・ 保護範囲の拡張

施行規則の第 4 条は、音の商標については MP3 ファイルと音符の提出が要求され、香りの商標については化学式による匂いの説明が要求されると規定している。

新法第 2 条によって商標の定義が拡張され、従来よりも多くのタイプの非伝統的商標が保護可能になったという点に注目しておくことが重要である。新たに保護可能となった非伝統的商標の例として、立体商標、単色、ホログラム、音声、香り等が挙げられる。

立体商標の登録に関する規定は旧法にはなかったが、実際には、UAE では多くの立体商標が登録されていた。

・ 異議申し立てに基づく当局決定に対する上訴

施行規則の第 7 条は、商標委員会への異議申立に基づく商標局の決定に不服がある場合に上訴が許される期間を 30 日に延長している。旧法ではこの期間は 15 日のみであった。

・ 商標出願の公開、登録の更新および取消

新法の第 15 条は、商標出願が受理された場合、出願人の費用負担において、かつ、施行規則に定める手続に従って、受理された出願が**経済省の公報上で**公開されると規定している。旧法とは異なり、新法の第 15 条には、受理された商標出願を UAE 国内で発行されているアラビア語の日刊紙 2 紙に公表しなければならないという要件は**含まれていない**。

施行規則の第 6 条は、受理された出願の公開が経済省の公報上で行われることを明示的に示している。つまり、受理された商標を国内の日刊紙上で公表するという要件の撤廃が確認されたことになる。登録の更新や取消についても同様で、更新や登録を国内の日刊紙上で公表するという要件はもはや存在しない。

・ 商標登録の更新

施行規則の第 11 条は、商標登録更新に関するグレース・ピリオドを登録期間の満了後 6 か月に延長している。旧法が適用していたグレース・ピリオドは 3 か月のみであった。

・ 取消審判

新法の第 24 条および施行規則の第 14 条は、商標登録の取消を求める審判請求は、裁判所ではなく経済省商標委員会に提起しなければならないと規定している。それゆえ、取消審判請求について管轄権を有する機関は経済省となる。周知商標の権利者が類似商標の取消を請求する場合には問題の類似商標が登録されてから 5 年以内に審判請求を行うことができる。また、連続 5 年以上の商標不使用があった場合や、商標登録が商標法または同法施行規則に違反して行われた場合にも、取消審判を請求することができる。

施行規則は、第 14 条(3)の規定により、経済省が商標に関する決定を示す期間を申立書の提出日から 90 日と定めている。

・ 使用許諾

旧法とは異なり、新法の第 31 条は、使用許諾契約（ライセンス契約）を経済省に登録する必要はないと明瞭に規定している。旧法は、商標の使用許諾は登録所に**登録することを要する**と規定しており、登録がない場合、その使用許諾は**第三者**に対する**効力**を持たないとされていた。

施行規則は、その第 18 条(1)の中で、使用許諾契約に関する条件をいくつか規定している。使用許諾契約は文書契約として締結され、公証人によって適正に認証され、公認され、契約書がアラビア語以外の言語で作成されている場合にはアラビア語に翻訳されることを要する。

・ 地理的表示 (GI)

地理的表示は知的財産の一形態であるが、このような形態の知的財産に関する規定は、これまで UAE には存在していなかった。新法は第 6 章に含まれる規定（第 38 条～44 条）の中で GI について規定している。

施行規則の第 23 条は、GI の登録申請は一または複数の法人が所定の書式による申請書を提出することによって行われると規定している。この申請書には、以下の事項が記載されるものとする。

- a. 申請人（法人）の名称、その法律上の形態、設立目的。
- b. 申請人の国籍と住所および製品の種別。
- c. GI の画像および説明。
- d. 公認の団体から提供された GI 関連データ（GI の利点と特徴および地域に関する特徴を詳細に説明するもの）。
- e. GI の登録申請書が原産国以外の地域から提出される場合には、原産国における GI 登録証の写し（適正に証明され、翻訳されたもの）。
- f. 申請人の代理人が申請書を提出する場合には、適正に認証され、翻訳された委任状。

すべての GI は、それが原産国において保護されている限り、新法に従って保護を享受すると新法の第 40 条が規定している、という点に注目しておくことが重要である。

新法の第 43 条により GI の登録が不可能となるケースも存在する。GI と商標出願との混同、または従来から UAE において善意で使用されてきた商標と GI との混同が生じる可能性がある場合等である。

・税関による押収

新法は湾岸協力会議（GCC）の商標法を踏襲しており、旧法とは異なり税関による押収を規定している。施行規則の第 24 条は、商標権者が申請書を関税局に提出することにより模倣品、偽造品、または権利者の登録商標と類似した商標を表示した商品の通関を差し止める際に従うべき手続を規定している。ただし、この申請書は、必要な証拠および情報によって裏付けられていなければならない。

上記商品の通関差し止めの決定が通知された日から 10 営業日以内に、商標権者は、管轄裁判所に訴訟を提起し、所轄の関税局にその旨を通知するものとする。商標権者が提訴しなかった場合、関税局または裁判所が上記の出訴期限を延長しない限り、当局の決定は無効と見なされる。延長される期間は、10 営業日を上限として当局の見積りに従うものとする。

新法の第 46 条が上の規定について例外規定を定めていることは指摘に値する。この例外規定には以下のようなものが含まれる：(i) 旅行者の手荷物や小包（小型包装物）に内包されている非商業的な性質の少量の商品；(ii) 商標権者によって、または同人の同意を得て、輸出国の市場において商取引に供された商品。

・国際商標出願

施行規則の第 25 条は、国際商標登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に従って行われた国際登録出願には同議定書の施行規則および改正規定が適用されると定めている。

新法が侵害に対して重い処罰を規定しているという点を指摘しておくことは重要である。これらの規定を活用すれば、侵害者に対して大きな効果を及ぼすことができるだろう。新法の第 49 条および 50 条に従って処罰される行為としては、以下のようなものが挙げられる。

- 1) 登録商標が使用される商品/役務と同種の（またはそれらに関連する）商品/役務について、公衆に混同を生じさせるような方法で登録商標を模倣・模造すること。
- 2) 模倣または模造された商標であることを知りながら、そのような商標を営利目的に使用すること。
- 3) 他人が所有している商標を自らの商品/役務に悪意（bad faith）で使用すること。
- 4) 登録商標の模倣または模倣に使用される原材料の所持。
- 5) 侵害商標を表示した模倣品であることを知りながら、そのような商品の輸出入を行うこと。
- 6) 模倣品/侵害品の販売、販売申し出または所持。
- 7) 登録が不可能な商標を自らの業務書類または商業文書に使用すること。

サウジアラビア

サウジアラビア知的財産総局（SAIP）は、商標の公開に適用される公定料金を 2022 年 6 月 9 日より引き下げると発表した。

オンライン決済用のポータルによれば、改定後の新料金（現地通貨建て）は以下のようになっている（15%の付加価値税を含む）：²

受理された出願の公開料：575 サウジアラビア・リヤル（米ドル換算でおよそ 154 ドル）

更新、登録商標の使用許諾の公開料：1150 サウジアラビア・リヤル（米ドル換算でおよそ 307 ドル）

担保権、名称および/または住所の変更、譲渡等の登録に関する公開料：575 サウジアラビア・リヤル（米ドル換算でおよそ 154 ドル）

2. 他のトピック

アラブ首長国連邦

・UAE-フランスの戦略的パートナーシップに関するロードマップ(2020-2030)は、両国高官の会談において二国間協調の主要分野拡大に関する協議を尽くした上で採択された。(2022 年 6 月 3 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303054098>

² <https://saip.gov.sa/en/services>

・UAE-イスラエル間の紐帯：規制と標準化をめぐる諸問題、関税、協力、政府調達、e コマース、知的財産権等の課題に関して、新たな自由貿易がもたらす「限らない」機会。(2022年6月4日)

<https://www.khaleejtimes.com/uae/kt-exclusive-citizens-will-feel-the-impact-of-the-agreement-too-israel-minister-of-economy-says>

・押収された自動車その他の資産のオークションに利用できる新たなアプリがアブダビで発売。(2022年6月7日)

<https://www.khaleejtimes.com/uae/abu-dhabi-items-seized-in-court-cases-to-be-auctioned-through-new-app>

・知的財産に係る非代替性トークン (NFT) の奇妙な世界を理解する。(2022年6月9日)

<https://www.khaleejtimes.com/crypto/kt-explainer-series-understanding-the-curious-world-of-nfts>

・「新経済」に対するドイツと UAE の共同投資は気候変動に対抗できるか。(2022年6月13日)

<https://wam.ae/en/details/1395303056904>

・セキュリティの向上を図り、禁制品や模倣品の密輸の脅威から社会を保護するため、ドバイ税関が自らの経験と先端的システムをラアス・アル=ハイマ税関に提供。(2022年6月14日)

<https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/NewsCenter/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=1784>

・UAE は、優秀な学生たちに対し、知的財産権に関する学習の強化を奨励しており、創造的な人材の育成とそれら人材の創案を保護するための啓発活動を行っている。(2022年6月15日、2022年6月28日)

<https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/NewsCenter/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=1785>

<https://gulfnews.com/uae/health/uaes-push-for-creativity-meet-students-making-a-mark-with-ai-powered-healthcare-innovations-1.88691143>

・UAE が第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) に傍聴人的な立場で参加する件について、世界的所有権機関 (WIPO)、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、世界経済フォーラム (WEF) の上級職員が UAE 経済相と会談。(2022 年 6 月 17 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303058221>

・マレーシアで行われた「国際発明・イノベーション・テクノロジー展示会 (ITEX 2022)」において、ドバイ電気水道局 (DEWA: Dubai Electricity and Water Authority) の職員が革新的な「水漏れ検出用パイプライン・キューブ」によって金賞を受賞し、当局により表彰される。(2022 年 6 月 18 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303058519>

・ドバイ電気水道局の研究開発センター (DEWA 研究開発センター) が 5 件目の特許を登録。(2022 年 6 月 19 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303058746>

・Cyfirma 社の外的脅威ランドスケープ管理プラットフォームは、敵対者を深く洞察した上で知的財産窃盗の企てその他の悪意ある計略に用意周到に対処できるという強みを権利防衛側に提供する。(2022 年 6 月 21 日)

<https://www.khaleejtimes.com/kt-network/cyfirma-debuts-new-technology-with-tech-first-gulf>

<https://www.cyfirma.com/>

・スポーツウェア大手のアディダスとドバイの伝説的レストラン「Ravi」がコラボ：アディダスのシューズ「スーパースター」とレストラン Ravi とのコラボにより、ドバイの最新限定バージョン「スーパースター・ラヴィ」が登場。このシューズはブランドと文化の融合である。ドバイで生まれた西洋と南アジアとの出会いである。(2022 年 6 月 21 日)

<https://www.khaleejtimes.com/spotlight/dubais-newest-limited-edition-shoe-superstar-ravi-is-about-putting-your-best-food-forward>

・UAE の産業・先端技術省 (MoIAT: Ministry of Industry and Advanced Technology)、連邦開発銀行 (EDB: Emirates Development Bank) および EDGE グループ (防衛兵器に関して世界でトップ 25 に入る先端技術グループ) は、防衛部門における製造業の振興を目指して協力協定に署名した。(2022 年 6 月 21 日)

<https://wam.ae/en/details/1395303059485>

・国連貿易開発会議（UNCTAD）が発行した「2022年版世界投資報告書」によれば、UAEは海外直接投資（FDI）の誘致に関してアラブ世界で第1位、世界でも19位にランクされた。（2022年6月23日）

<https://wam.ae/en/details/1395303060388>

https://unctad.org/system/files/official-document/wir2022_en.pdf

・経済省は、連邦著作権・著作隣接権法令施行規則（Executive Regulation of Federal Decree-Law on Copyright and Neighboring Rights）の公布に関する記者会見を行った。（2022年6月23日）

<https://wam.ae/en/details/1395303060241>

<https://twitter.com/Economyae/status/1539985435929223171?cxt=HHwWhoCxvYimkN8qAAAA>

・模倣品の廃棄と新規素材へのリサイクルに関して、アブダビ税関がSHREDEX社との覚書に署名。（2022年6月27日）

<https://twitter.com/AbuDhabiCustoms/status/1537457509186805760?cxt=HHwWgICxxa7dktYqAAAA>

<https://www.shredexgulf.com/>

・プレミアリーグに所属する人気サッカーチーム「ニューカッスル・ユナイテッドFC」は、中東を拠点とする企業「noon.com」が同クラブの公式スポンサーとなることを発表した。発表によれば契約額は記録破りの金額であり、同社の名称はユニフォームの袖部分に表示される予定だという。（2022年6月28日）

<https://www.arabnews.com/node/2112186/sport>

・UAE-インド間で交わされた包括的経済連携協定（CEPA: Comprehensive Economic Partnership Agreement）は、2国間の通商機会の拡大を可能にする。（2022年6月28日）

<https://www.khaleejtimes.com/supplements/enabling-enhanced-trade-opportunity>

サウジアラビア

・サウジアラビアのタバコ市場の17～25%が違法な取引から成り立っており、公衆の健康が危険に晒されているだけでなく、結果的に政府は何十億もの税収を奪われている、とフィリップ・モリス社（Philip Morris International）は語る。（2022年6月4日）

<https://www.arabnews.com/node/2096326/business-economy>

・サウジアラビア知的財産総局（SAIP: Saudi Intellectual Property Authority）は、優秀な学生層を対象として「知的財産入門」と称するプログラムの構築を進めている。（2022年6月6日）

https://twitter.com/moe_qsm/status/1533716007105306626?cxt=HHwWhIC93aOl7cgqAAA

・SAIPは、文芸著作物の任意登録が利用できる旨を発表した。（2022年6月17日）

<https://www.saip.gov.sa/en/news/1310>

・無形資産に関する寄金活動を共同で発展させることを目指して、サウジアラビア知的財産総局と総合寄金機構（General Authority for Endowments）は覚書を交わした。（2022年6月23日）

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1539724001408434177?cxt=HHwWgoC-wcm0md4qAAAA>

トルコ

・国際レベルにおけるトルコの地理的表示登録を推進するため、トルコ特許商標庁（TURKISHPATENT）とユヌス・エムレ研究所（Yunus Emre Institute）による協力プロトコルが承認された。（2022年6月21日）

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1539271729549393920?cxt=HHwWgIC-yfHey9wqAAAA>

<https://www.yee.org.tr/en/corporate/yunus-emre-institute>

クウェート

・当局が各種の店舗から模倣品を押収。（2022年6月6日、2022年6月7日、2022年6月25日）

<https://twitter.com/mociq8/status/1533698793627078656?cxt=HHwWgMCyqam75cgqAAA>

<https://twitter.com/mociq8/status/1533694954995949569?cxt=HHwWgoC9pfHb48gqAAA>

<https://www.moci.gov.kw/en/news/147/>

<https://twitter.com/mociq8/status/1533698793627078656?cxt=HHwWgMCyqam75cgqAAA>

<https://twitter.com/mociq8/status/1540581316055470080?cxt=HHwWgMC4se2in-EqAAAA>

・自動車用オイルに絡んだ最大級の取引詐欺に対する経済省の取締り。(2022年6月29日、2022年6月30日)

https://twitter.com/mociq8/status/1542213647581200387?cxt=HHwWhoCy_YbJhecqAAA

<https://twitter.com/mociq8/status/1542390461570207744?cxt=HHwWgMC-7f381ecqAAAA>

<https://twitter.com/mociq8/status/1542391133673852930?cxt=HHwWhMC8tY2k1ucqAAA>

バーレーン

・知的財産に関する最初の「WIPO イノベーションスキル開発キャンプ」(InnoCamp: WIPO Innovation Skills Development Camp) がオンラインで実施された。(2022年6月2日)

<https://www.facebook.com/photo/?fbid=319848570322050&set=pcb.319848596988714>

https://www.wipo.int/academy/en/news/2022/news_0020.html?fbclid=IwAR0ijQlwmcEvH7GRB3pP1C_jgBjOJr-xrN3otwMJEBc2PSSXzn2UnhphLkc

・産業商務観光省 (Ministry of Industry, Commerce and Tourism) は、知的財産庁業務サービスの開発に関して WIPO との協力協定に署名した。(2022年6月14日)

<https://www.moic.gov.bh/EN/MEDIACENTER/NEWS>

オマーン

・消費者保護局 (Department of Consumer Protection) は、消費者保護法に違反した複数の商業機関に過料を科した。(2022年6月20日)

<https://pacp.gov.om/ar/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=11547>

カタール

・カタール商工省 (Ministry of Commerce and Industry) は、国際的ブランドを模倣した製品および商品を陳列販売した商業店舗1店が閉鎖されたことを発表した。(2022年6月7日)

https://www.moci.gov.qa/en/mec_news/ministry-of-commerce-and-industry-closes-commercial-store-in-umm-lekhba-for-a-month/

・44 の国際ブランドの参加を得て、模倣品検出のための現場訓練が実施された。(2022 年 6 月 15 日)

<https://twitter.com/MOCIQatar/status/1537100662915452928/photo/1>

レバノン

・経済貿易省 (Ministry of Economy and Trade) は商標出願に関する新たな指令を発行した。指令によれば、アラビア語、英語、フランス語以外の言語の語/文字を含む商標を出願する場合、当該商標を構成する文言の正式なアラビア語訳 (翻訳者が宣誓の上で正確性を証明したもの) を願書に添付しなければならない。(2022 年 6 月 10 日)

https://drive.google.com/file/d/1i707mrLs0bTLUPizPwXTxHF_FiUzaqOc/view

パレスチナ

・国民経済省 (Ministry of National Economy) は、口腔衛生および抗菌ケアに関する特許を登録したことを発表した。(2022 年 6 月 1 日)

<http://www.mne.gov.ps/newsdetails.aspx?NewsId=5410>

<https://www.youtube.com/watch?v=LSdFXRKBf70>

・世界知的所有権機関 (WIPO) は、知的財産権の保護に関してパレスチナ国への技術的支援が継続されていることを確認した。(2022 年 6 月 1 日)

<http://www.mne.gov.ps/newsdetails.aspx?NewsId=5412>

世界

・国際経営開発研究所 (IMD) の「世界競争力ランキング」が発表された。(2022 年 6 月 16 日)

<https://www.imd.org/centers/world-competitiveness-center/rankings/world-competitiveness/>

<https://imd.cld.bz/IMD-World-Competitiveness-Booklet-2022>

・特許協力条約 (PCT) に関する 2021 年度版の統計が発表された。(2022 年 6 月 22 日)

<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-901-2022-en-patent-cooperation-treaty-yearly-review-2022.pdf>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 64

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りいたします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。